

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県民の責務)</p> <p>第4条 県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄、<u>建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕（ブレーカー等の機器の修繕を含む。）若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）</u>その他の自助の取組並びに自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(建築物の耐震改修の促進)</p> <p>第19条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項に規定する計画で定めるところにより、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(県民の責務)</p> <p>第4条 県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄<u>その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(建築物の耐震改修の促進)</p> <p>第19条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項に規定する計画で定めるところにより、建築物の耐震診断<u>（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）</u>の促進を図るものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。